

遺産相続開始の流れ

■ お問合せ先 : 行政書士木谷茂事務所

☎092-980-6443



福岡県行政書士会会員

行政書士木谷茂事務所

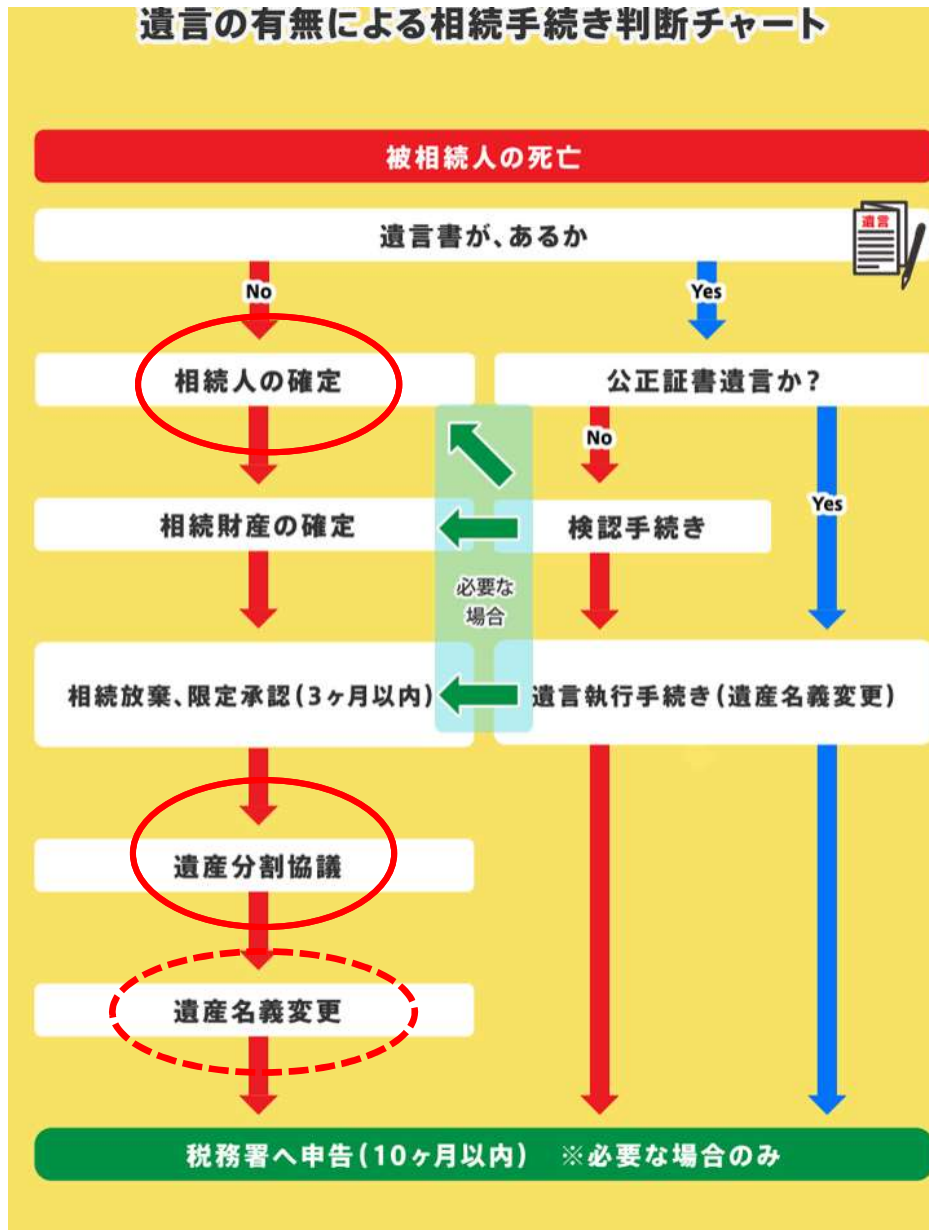
行政書士 木谷 茂

Office Kitani

遺言書の有無による相続手続き判断



遺言の有無による相続手続き判断チャート



■ まずは遺言書の有無しっかり確認しましょう。

後ほど遺言書が発見されると遺産分割協議が無効になる可能性があります。

■ 遺言書の種類

- ・自筆遺言
- ・秘密証書遺言
- ・公正証書遺言

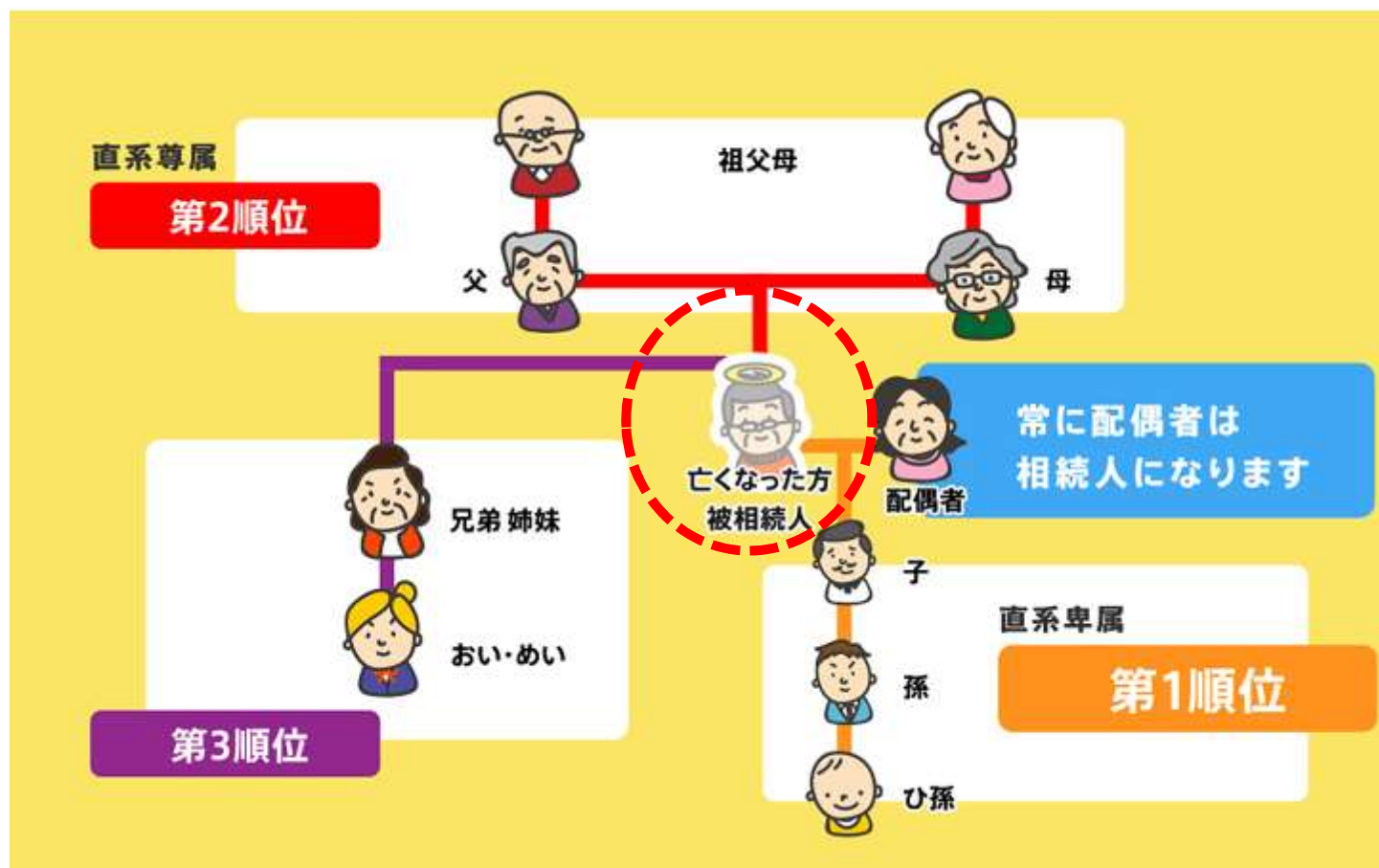
※公正証書遺言以外は家庭裁判所での検認手続きが必要です。

相続人を特定します。



- 相続関係を特定するために被相続人（故人）の戸籍を収集します。

※相続人が連絡がつかない音信不通の場合、家庭裁判所に不在者産管理人を選出を申し出て選任します。



被相続人（故人）の財産調査をします。

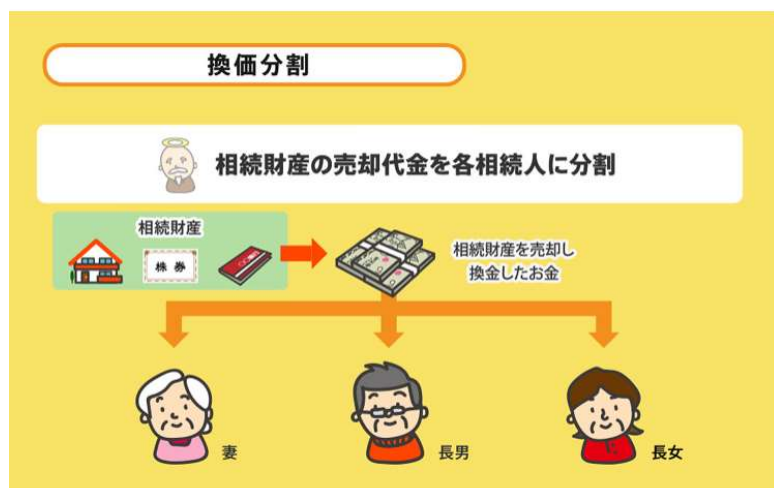


プラスの相続財産		
現物財産（現金・預貯金など）	不動産（土地・家屋など）	不動産上の権利（借地権など）
動産（自動車・貴金属など）	有価証券（株式・国債・会員権など）	その他債権（売掛金・貸付金など）
知的財産権（著作権など）	生命保険金（故人が受取人のもの）	他のプラス財産（電話加入権・故人が経営していた会社の株式など）
マイナスの相続財産		
負債（借金・ローンなど）	保証債務（連帯保証など）	損害賠償債務（不法行為など）
公租公課（未納の税金など）	買掛金（営業上の未払代金など）	未払債務（医療費・施設利用費など）

遺産の分割方法を相続人の中で話し合い



■ 遺言書がなかった場合、相続人全員で遺産の分け方を決めます。 ※話し合いが難しい場合は家庭裁判所に遺産分割調停を申し立て話し合いを進める事になります



相続放棄・限定承認するか判断します。



3ヶ月以内に相続放棄・限定承認を判断しよう



被相続人が死亡したら 相続開始

相続開始を知った3ヶ月以内に

何もせず3ヶ月経過

相続放棄

相続人としての立場を
放棄する

限定承認

相続財産を超えた借金は
負担しない

単純承認

無条件で全財産と
全負債を相続する。
プラスの財産が多い場合なら、
問題なし



家庭裁判所で手続き

遺産分割協議書を作成します。【10カ月以内】



- 相続人の中で遺産分割の話し合いがまとまれば相続人全員が実印で押印し印鑑証明を添付します。

遺産分割協議書作成の流れ



遺産分割協議書を提出します。



遺産分割協議書

題名は「遺産分割協議書」

戸籍(除籍)謄本の
本籍地を記載

亡くなられた方の
氏名を記載

最後の本籍
最後の住所
被相続人

大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目1番
大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号
山田太郎(平成29年4月30日死亡)

住民票(除票)の
写しの住所を記載

上記被相続人の共同相続人である山田花子及び山田一郎が、被相続人の相続財産について、
次のとおり分割することに合意した。

1. 次の不動産は、相続人 山田一郎が取得する。

不動産番号 12345678911
所 在 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目
地 番 1番1
地 目 宅地
地 積 74.26㎡

登記事項証明書を見ながら
正確に記載

2. 次の預金は、相続人 山田花子が取得する。

〇〇〇銀行 〇支店 普通預金 口座番号1234567 金 〇〇〇〇円

本遺産分割協議書の成立を証するため、本協議書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

住所 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号
氏名 山田花子

住所 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号
氏名 山田一郎

相続人全員が署名し、
実印を捺印

A4用紙1枚におさまらないときは、
2枚以上にわけて、ホチキス留めし、全てのページに割印しましょう。

遺産分割協議書が必要な名義変更

■ 預貯金・有価証券等の 名義変更

■ 不動産の名義変更

■ 自動車の名義変更

■ 損害保険名義変更・解 約

遺産相続に必要な費用



項 目	費 用(税別)	備 考
遺産分割協議書作成	80,000円	相続人全員分作成
被相続人の戸籍の収集	25,000円	被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍
相続人の戸籍の収集	1人10,000円	不動産登記及び銀行名義変更に使用します。
被相続人の戸籍の附票・附票の除票 〃 住民票除票	10,000円	不動産登記名義変更に使 用します。
相続財産目録票作成	30,000円	遺産分割協議や相続税申告 に利用します。
相続財産調査	150,000円	口座残高確認・債務確認をし ます。※財産目録作成含
相続財産調査(不動産のみ)	50,000円	名寄帳・登記簿謄本を取得し て故人の不動産調査
法定相続情報一覧図作成・申請	50,000円	不動産登記名義変更や金融 機関名義変更に使 用します。

■ お問合せ先 : 行政書士木谷茂事務所

☎092-980-6443